

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

4月8日発行
vol.742

さんじゅうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

4/6 月

天皇ご一家 浜通りの状況視察 双葉町で被災者と懇談

天皇皇后両陛下と、今回が初来県となる愛子さまが、双葉町にいらっしゃいました。

東日本大震災・原子力災害伝承館を訪れて花を手向けられ、被災者と懇談されました。



 **18ページをご覧ください。**

目次

●被災自治体News

南相馬市	2
浪江町	8
双葉町	14

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



南相馬市からのお知らせ

地方税統一QRコードを利用して市税が納付できます

4月1日HP更新

市税の納付書の表面に地方税統一QRコード(eL-QR)が印字してある場合は、全国の地方税統一QRコード対応金融機関の窓口で納付することができます。

また、地方税共同機構が運営する「地方税お支払いサイト」でQRコードを利用してスマホ決済アプリやクレジットカードなどで納付することもできます。

納付方法など詳細につきましては、地方税共同機構ホームページや「地方税お支払いサイト」をご覧ください。

QRコードにより納付できる税目

- 市県民税(普通徴収)
- 固定資産税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税(普通徴収)

- ▶ 地方税共同機構ホームページ
<https://www.lta.go.jp/>



- ▶ 地方税お支払いサイト
<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



- ▶ 全国の地方税統一QRコード対応金融機関
<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>



問い合わせ

総務部 税務課 管理係

TEL 0244-24-5220

南相馬市営住宅等管理センター

3月31日HP更新

南相馬市の市営住宅の管理は、令和8年4月から指定管理者である太平ビルサービス株式会社が「南相馬市営住宅等管理センター」として業務を行います。

南相馬市営住宅等管理センター

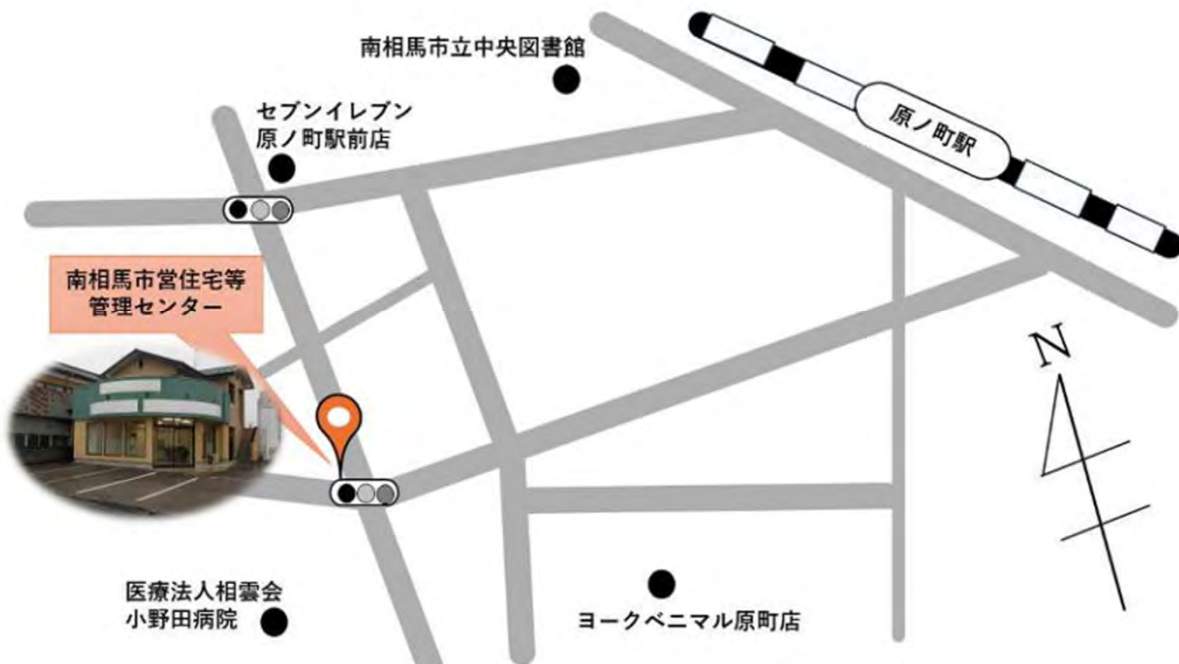
市営住宅等 指定管理者	太平ビルサービス株式会社
住 所	南相馬市原町区旭町二丁目67番地
電話番号	0244-32-1825
営業時間	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分 (土・日、祝日、年末年始は定休)

【主な業務】

- 入居者の募集・申し込み受付
- 入居者からの申請等の受付
- 施設の点検・修繕

▶ 南相馬市営住宅等管理センターホームページ

<https://fsklab.jp/tmp/taihei/fukushima/minamisoma/>



問い合わせ

建設部 都市計画課 住宅政策室

TEL 0244-24-5253

Web口座振替受付サービス

4月1日HP更新

Web口座振替受付サービスでは、パソコンやスマートフォンなどから市税・料金などの口座振替の申し込みができます。

このサービスを利用することにより、金融機関などの窓口に出向くことなく、いつでもどこでも簡単に申し込みすることができます。また従来の口座振替依頼書への記入や銀行届出印の押印も不要になります。

利用可能な金融機関

- 七十七銀行
- 東邦銀行
- 常陽銀行
- 福島銀行
- 大東銀行
- あぶくま信用金庫
- 相双五城信用組合
- 東北労働金庫
- ふくしま未来農業協同組合
- ゆうちよ銀行

注意 保育負担金(保育料)については、常陽銀行での口座振替はできません。

利用できる方

上記の金融機関に普通預金口座を開設しており、キャッシュカードをお持ちの個人の方に限ります。

法人や法人名義の口座での申し込みはできません。法人の場合は、金融機関の窓口で手続きをお願いします。

申し込みに必要なもの

- 口座振替を希望する金融機関名・支店名・口座番号が分かるもの(通帳やキャッシュカードなど)
- 申し込みをする科目の納税(納入)通知書等の参照書類
対象科目により異なりますので、参照書類一覧をご覧ください。

▶ 参照書類一覧[PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/5/5830e47c-9c21-423a-85a5-230e5ada5345.pdf>



- 電子メールアドレス
登録完了メールを受信するため、メールアドレスの登録が必要です。

次ページへ続きます 

申し込みの流れ

手順1 申し込みリンクから専用サイトにアクセス



手順2 氏名や住所などの基本情報と市税等の対象科目情報を入力



手順3 口座情報を入力



注意 各金融機関のサイトに移ります。

手順4 受付完了メールを受信



申し込み手続き完了

市では、サービスの向上に役立てるため、利用者アンケートを実施しています。受付完了メール(正常登録された方のみ)に添付されているアンケートURLから回答できますので、ご協力をお願いいたします。

申し込み手続き

以下の口座振替を希望する科目のURLか二次元コードから、市ホームページを経由して、受託業者のヤマトシステム開発株式会社が管理運営するWeb口座振替受付サービスサイトに移動しますので、案内に沿ってお申し込みください。

■市県民税・森林環境税(普通徴収)

▶ https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0010



税務課管理係 **TEL** 0244-24-5220

■軽自動車税

▶ https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0030



税務課管理係 **TEL** 0244-24-5220

注意 軽自動車を複数所有している(納税義務者が同じ)場合は、全ての軽自動車税が同じ口座から振替となります。軽自動車ごとに異なる口座から振替することはできません。

次ページへ続きます

■固定資産税

▶ [https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/
GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0020](https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0020)



税務課管理係 TEL 0244-24-5220

■国民健康保険税(普通徴収)

▶ [https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/
GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0040](https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0040)



税務課管理係 TEL 0244-24-5220

■後期高齢者医療保険料(普通徴収)

▶ [https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/
GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0050](https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0050)



市民課保険年金係 TEL 0244-24-5233

■介護保険料(普通徴収)

▶ [https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/
GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0060](https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0060)



長寿福祉課介護保険係 TEL 0244-24-5334

■育英資金返還金

▶ [https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/
GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0151](https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0151)



教育総務課総務係 TEL 0244-24-5282

■市営墓地管理料

▶ [https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/
GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0090](https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0090)



環境政策課環境保全係 TEL 0244-24-5313

(一部の科目省略)

次ページへ続きます 

注意事項

- このサービスでは、口座振替の中止の手続きはできません。金融機関の窓口で手続きをお願いします。
- 複数の科目の口座振替を希望する場合は、科目ごとに手続きを行ってください。
- 鹿島区の「水道料金」、「下水道使用料」、「農業集落排水処理施設使用料」についての申し込み手続きはできません。
- 法人や法人名義の口座での申し込み手続きはできません。法人の場合は、金融機関の窓口で手続きをお願いします。
- 金融機関や関連事業者のシステムメンテナンスなどのため、一時的に利用できない時間があります。

問い合わせ

総務部 税務課 管理係

TEL 0244-24-5220



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663

<http://www.minamisoma.tv/channel/>



または YouTube ライブ配信

<https://youtu.be/tKnPOCS1cJo>



今週の番組

番組内容 [4/3~4/10]

- 毎時 00分～ オープニング&今週の番組
- 01分～ 市民課窓口受付時間の変更(短縮) 試行運用実施について
- 03分～ 第19回 南相馬市民俗芸能発表会
- 40分～ Minamisoma Weekly 「こどもLINEそうだん」
- 43分～ 南相馬消防署からのお知らせ 林野火災注意報・警報
- 46分～ のんびりみなみそうま散歩 東ヶ丘公園
- 51分～ 南相馬市LINE公式アカウント登録方法
- 55分～ minamisoma5.0 産業集積のまち
- 58分～ #みんなの南相馬ポスト/4月休日当番医/YOUTUBE配信





浪江町からのお知らせ

【最大25万円】個人住宅再建支援事業補助金

4月1日HP更新

町では、町内の個人住宅(※1)の再建を支援するため、住宅再建(※2)に要する経費に対し補助金(最大25万円)を交付します。

※1 個人住宅とは？

居住の用に供するための建物。ただし、賃貸事業のために所有・管理されていたもので、今後も賃貸事業を行うものを除く。

※2 住宅再建とは新築住宅取得または修繕等をいいます。

• 新築住宅取得

新築または全部を改築された個人住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いものを取得すること。

注意 (1)建築工事の完了の日から起算して1年を経過したものは修繕等による申請になります。

(2)建築基準法等の関係法令に適合したものに限る。

• 修繕等

個人住宅の修繕、模様替え、増築または一部改築すること、および中古の個人住宅を取得すること。

注意 建築基準法等の関係法令に適合したものに限る。

▶ 個人住宅再建支援事業補助金のご案内[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/24638.pdf>



▶ 浪江町個人住宅再建支援事業補助金交付要綱[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/23317.pdf>



対象となる方

町内に住所を有し、町内の個人住宅の住宅再建をする方。なお、次のいずれかに該当する方は対象外となります。

- すでにこの補助金の交付を受けている方
- すでにこの補助金を受けた住宅を所有している方

次ページへ続きます

- この補助金と目的が同一の、国または地方公共団体が行う他の補助金を、住宅再建に要する経費に対し、既に受けている方
- 災害救助法に定める応急修理(平成25年度事業終了分)を受給した方

※ 対象の可否が不明な場合はお問い合わせください。

対象となる住宅

町内の個人住宅

※ 避難指示が解除された区域が対象となります。

対象となる住宅再建

平成25年4月1日(特定復興再生拠点区域にあつては平成29年12月22日)以降に実施した事業で、令和9年3月16日(火)までに完了する工事

補助金額

最大25万円

住宅再建に要した額 ※千円未満切り捨て

受付期限

令和9年3月16日(火)

※ 予算額に達した場合、期間内であっても募集を締め切らせていただく場合があります。

申請方法

次の書類をそろえ、窓口または郵送で申請してください。

1. 交付申請書(様式第1号) [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16623.pdf>
2. 住宅の位置図(町内のどこに位置するか分かるもの)
3. 住宅再建の詳細内容が分かる書類(見積書または契約書の写しなど)
4. 建物の所有を証明する書類(評価証明書、名寄帳の写し、建物登記簿謄本など)
5. 町税等に未納がないことの証明書(有効期限は申請日から3カ月以内)
6. 預金通帳の写し(氏名のカナ表記、金融機関名、支店名、口座番号が分かるもの)



次ページへ続きます 

●実績報告・請求に必要な書類

1. 実績報告書 [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16566.pdf>
2. 住宅再建に係る領収書の写し
3. 対象工事箇所の施工前後の現場写真(施工前の写真がなければ施工後の写真だけで可)
4. 交付請求書 [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16567.pdf>



【申請先】

浪江町役場 住宅水道課 住宅係 TEL 0240-34-0232

【最大15万円】住宅清掃費補助金

4月1日HP更新

町では、長期間にわたり管理ができず汚損などの被害を受けた町内の住宅の清掃に要する経費に対し補助金(最大15万円)を交付します。

▶住宅清掃費補助金交付事業のご案内 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/24640.pdf>



▶浪江町住宅清掃費補助金交付要綱 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/23312.pdf>



対象となる方

東日本大震災発生時に浪江町に居住していた方で、居住していた住宅を業者に依頼して清掃し、再び居住しようとする方

- ※ 避難指示が解除された区域、特定復興再生拠点区域が対象となります。
- ※ 補助金の交付は1住宅につき1回限り、1世帯につき1回限りです。
- ※ 新築、リフォームなどに伴う清掃は対象となりません。
- ※ 平成25年4月1日(特定復興再生拠点区域にあっては平成29年12月22日)以降に実施した清掃で、令和9年3月16日(火)までに完了するものが対象です。
- ※ 公営住宅および民間等の賃貸を目的とする住宅、解体予定の住宅は対象外です。

次ページへ続きます 

補助金額

最大15万円

業者に依頼して住宅の清掃を行った費用 ※千円未満切捨て

受付期限

令和9年3月16日(火)

※ 予算額に達した場合、期間内であっても募集を締め切らせていただく場合があります。

申請方法

次の書類をそろえ、窓口または郵送で申請してください。

1. 住宅清掃費補助金交付申請書(様式第1号) [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/13865.pdf>
2. 住宅の位置図(町内のどこに位置するか分かるもの)
3. 住宅の清掃内容が分かる書類の写し(見積書または契約書の写しなど)
4. 町税等の未納がないことの証明書(有効期限は申請日から3カ月以内)
5. 預金通帳の写し(氏名のカナ表記、金融機関名、支店名、口座番号が分かるもの)



●実績報告・請求に必要な書類

1. 住宅清掃費補助金実績報告書(様式第5号) [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/13866.pdf>
2. 住宅清掃に係る領収書の写し
3. 清掃証明書(清掃業者が記入・押印する書類) [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/13867.pdf>
4. 対象箇所の清掃前後の現場写真(清掃前がなければ清掃後の写真のみで可)
5. 住宅清掃費補助金交付請求書(様式第7号) [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/13868.pdf>



※ 町と協定を結んでいる業者に委託すると、申請手続きや補助金の受領手続きを代行してもらうことができます。詳しくは、下記に掲載された業者へお問い合わせください。

▶ 町と協定を結んでいる清掃業者一覧(令和7年度) [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22496.pdf>



【申請先】

浪江町役場 住宅水道課 住宅係 TEL 0240-34-0232

浪江町民の居住状況(令和8年3月31日現在)

平成23年3月11日に浪江町に住民票があった方について、都道府県別、県内市町村別の居住状況をお知らせいたします。

【都道府県別】(福島県外)

都道府県	人数	前月比
北海道	54	
青森県	40	
岩手県	31	
宮城県	886	▲2
秋田県	32	
山形県	104	+1
茨城県	914	+1
栃木県	438	+1
群馬県	128	
埼玉県	633	+3
千葉県	545	▲1
東京都	834	+4
神奈川県	411	▲3
新潟県	262	▲2
富山県	15	
石川県	19	
福井県	6	
山梨県	34	
長野県	52	
岐阜県	17	+1
静岡県	63	
愛知県	37	
三重県	7	
滋賀県	8	

都道府県	人数	前月比
京都府	32	
大阪府	69	
兵庫県	23	
奈良県	5	
和歌山県	-	
鳥取県	1	
島根県	5	
岡山県	23	▲1
広島県	8	
山口県	1	
徳島県	1	
香川県	4	
愛媛県	6	
高知県	4	
福岡県	20	
佐賀県	4	
長崎県	12	
熊本県	6	
大分県	5	
宮崎県	12	
鹿児島県	8	
沖縄県	21	
国外	12	
合計	5,852	+2

【福島県内市町村別】

市町村	人数	前月比
福島市	2,053	▲3
会津若松市	158	▲3
郡山市	1,495	+1
いわき市	2,815	▲9
白河市	232	
須賀川市	153	
喜多方市	15	
相馬市	369	
二本松市	816	▲5
田村市	63	
南相馬市	1,718	▲7
伊達市	101	
本宮市	425	
桑折町	106	
国見町	23	
川俣町	45	
大玉村	162	
鏡石町	6	
天栄村	1	
南会津町	6	
北塩原村	2	
西会津町	3	
磐梯町	3	
猪苗代町	17	

市町村	人数	前月比
会津坂下町	20	
会津美里町	9	
西郷村	93	
泉崎村	6	
中島村	2	
矢吹町	36	▲1
棚倉町	5	
埴町	1	
石川町	6	
古殿町	1	
三春町	57	
小野町	13	
広野町	36	▲1
楡葉町	25	
富岡町	38	
川内村	9	
大熊町	13	+2
浪江町	1,520	+4
葛尾村	6	
新地町	78	
飯館村	2	
県内	1	
合計	12,764	▲22

総数	18,616	▲20
----	--------	-----

問い合わせ

住民課 住民係

TEL 0240-34-0230

浪江にあるのは、水素の未来だ【なみえチャンネル特別号】

3月31日公開

浪江町では「なみえ水素タウン構想」を掲げ、あらゆるものが水素でつながる水素社会の実現を目指しています。

この動画では浪江町で水素事業に取り組んでいる事業者を紹介しています。

▶ <https://youtu.be/v2ick9a6uhw>



いよいよ津島地区で「リンゴ」栽培もスタート！

4月2日公開

いよいよ津島地区で「リンゴ」栽培もスタート！

今年の春も『農業者交流会2026春』が開催されました。

若い農業者さんをはじめ、農業法人や浪江町で飲食業をするシェフ、さらには津島地区ではじまるリンゴ農家さんも参加しました。

▶ <https://youtu.be/xVOL2jTf-kg>





双葉町からのお知らせ

被災家屋等の解体申請受付窓口の設置について(環境省からのお知らせ)

4月6日HP更新

環境省では、双葉町における特定帰還居住区域(鴻草、渋川、長塚、寺沢、松倉、上羽鳥、下羽鳥、目迫、水沢、前田、新山、細谷、山田、松迫、石熊の各一部)の東日本大震災および長期避難に伴い荒廃した家屋等の解体を行っています。解体を希望される方は、申請をお願いします。

解体申請に必要な書類をそろえるのに時間を要する場合がありますので、ご関心がある方は、解体申請受付窓口にお早めにご相談ください。なお、家屋等の建物については、除染か解体のどちらかしか実施できません(環境省が除染を実施した家屋等は解体申請いただけません)。
解体の意向がある方は、家屋等の除染は希望せず、受付窓口にご相談ください。

令和8年4月1日(水)から受付窓口が変更になりましたのでご注意ください。

受付窓口の場所・受付時間

①浜通り南窓口

場所 いわき市平小太郎町1-6 いわきセンタービル6階(JRいわき駅から約700m)

※車でお越しの方は「いわき市平十五町目駐車場」をご利用ください。

受付窓口には駐車券をお持ちいただくと無料になります。

受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日および年末年始を除く)

電話番号  0120-773-275

②浜通り北窓口

場所 浪江町大字権現堂字上続町12 朝田ビル1階(JR浪江駅から約200m)

※車でお越しの方はビル裏口駐車場をご利用ください。

受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日および年末年始を除く)

電話番号  0120-603-016

③双葉町役場いわき支所1階


場所 いわき市東田町二丁目19-4

受付時間 火、金 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日および年末年始を除く)

※他の曜日での相談をご希望される場合も、下記の番号までご相談ください。

電話番号  0120-773-275

④ご希望場所での相談

双葉町役場や自宅など、窓口以外での相談を希望される方は、 0120-773-275までご相談ください。

次ページへ続きます 

申請受付対応者

日本補償設計株式会社(環境省業務受託会社)

被災家屋等の解体申請の対象

次の要件をすべて満たす被災家屋等が解体申請の対象となります。

- 1) 特定帰還居住区域(鴻草、渋川、長塚、寺沢、松倉、上羽鳥、下羽鳥、目迫、水沢、前田、新山、細谷、山田、松迫、石熊の各一部)およびその周辺に位置する家屋等

参考:「特定帰還居住区域再生計画が認定されました」

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/10629.htm>



参考:「特定帰還居住区域復興再生計画の変更が認定されました」

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/10649.htm>



※ 旧避難指示解除準備区域の解体申請は令和3年3月31日、旧特定復興再生拠点区域の解体申請は令和5年8月31日をもって締め切りました。

- 2) 東日本大震災で被災した居宅、付属建屋(倉庫、物置など)、事務所、店舗(以下「家屋等」という。)であること

※ 事務所、店舗については、中小企業基本法第2条に定める中小企業の所有するものに限りません。

- 3) 住家(母屋)については、双葉町役場で交付する建物に関する「り災証明書」で、「り災」の程度が、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」に判定されていること

※ り災証明書の申請については、双葉町戸籍税務課(0240-33-0132)または双葉町いわき支所(0246-84-5200)までお問い合わせください。

参考:「東日本大震災による家屋の被害認定調査とり災証明書の発行を行っております」

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/6250.htm>



解体申請の際に事前に準備いただく書類等

- 身分証明書の写し

マイナンバーカードや運転免許証など、顔写真入りのもの。顔写真入りのものがない場合は健康保険の資格確認書と年金手帳や基礎年金番号通知書、複数の公的証明書をお持ちください。

次ページへ続きます 

- 家屋等の所有者が分かる書類
家屋等の登記事項証明書もしくは固定資産課税台帳関係書類(固定資産税 名寄帳 兼 課税台帳)
- 印鑑(認印をお持ちください)
- 解体申請を行う家屋等の外観が確認できる写真
- 建物に対する「り災証明書」の写し

注意点

- 原則、**対象となる家屋等の所有者(東日本大震災時の所有者)**が申請するようお願いします。
- 代理人による申請の場合は、家屋等の所有者との関係を確認させていただきます。
- **除染を実施した家屋等は原則、解体申請の対象になりません。**
- 解体希望の家屋等の中に、東京電力ホールディングス株式会社の賠償手続きがお済みでないものがある場合は、事前に東京電力ホールディングス株式会社にご相談されることをおすすめします。
- 家屋等が相続されていない場合、家屋等を共有されている場合、家屋等の敷地を借りている場合、家屋等に抵当権が設定されている場合、賃貸住宅の場合等、解体申請を行うときに、**他の権利者の同意が必要になる場合があります。建物の権利の関係で解体申請を悩まれている方も解体申請受付窓口にご相談ください。**
- 申請受付から解体着工まで時間を要します。解体の意向がある方は、早めにご相談ください。

▶ 詳細はこちら

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14951/20260402.pdf>



【問い合わせ先】

日本補償設計株式会社(環境省業務受託会社)

 **0120-773-275**(フリーダイヤル)

受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分

※土、日、祝日および年末年始はお休みさせていただきます。

双葉町立双葉中学校入学式

4月6日

4月6日、双葉町立双葉中学校の入学式が行われました。
新1年生の皆さん、ご入学おめでとうございます。希望に満ちた学校生活を楽しんでください。
夢に向かって頑張る皆さんを応援しています。



双葉町公式YouTubeチャンネルから

【4Kドローン映像】ふたば空撮 2026年3月25日撮影

福島県双葉町をドローンで撮影した映像です。
2022年8月30日に一部地域の避難指示が解除された双葉町の様子をさまざまな角度で空撮しています。

▼今回の撮影場所

- 0:20 JR双葉駅西側
- 0:36 JR双葉駅東側
- 1:03 中野地区復興産業拠点)

▶ <https://youtu.be/zF59tD4MXKc>



天皇ご一家来県 双葉町で被災者と懇談

4月6日

天皇皇后両陛下と長女の愛子さまが、双葉町にいらっしゃいました。
東日本大震災・原子力災害伝承館を訪れて花を手向けられ、被災者と懇談されました。



避難先住所等の届出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。あわせて、避難元自治体への連絡もお願いします。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ **避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)**

連絡先

三條市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三條市に避難している世帯数と人数(2026.4.8現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	12	30
原町区	3	3
南相馬市 計	15	33
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	2	4
合計	21	48

発行/三條市総務部政策推進課 三條市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511